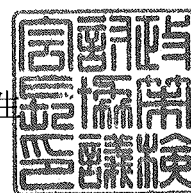


大分県議会議長 井上 伸史 殿

政策検討協議会

会長 御手洗 吉生



平成29年度政策検討協議会 中間報告書

政策検討協議会（以下、「協議会」という。）は、地方自治法第100条第12項及び大分県議会会議規則第124条第2項の規定に基づき、議員提案による条例の制定、政策立案・提言及び県議会の諸課題等についての協議・調整の場として、平成29年5月1日に設置されました。

設置期間は、平成31年3月31日までですが、平成29年度における協議会の活動の成果を、下記のとおり中間報告します。

記

1 大分県スポーツ推進条例の制定について

本県においては、ラグビーワールドカップ2019の開催及び大規模大会も開催可能な武道をはじめとする屋内スポーツの拠点施設の供用開始を控えており、併せて2020年東京オリンピック・パラリンピックが開催されることから、スポーツの推進に向けた機運が高まりを見せてます。

これを契機として、より多くの県民がスポーツに親しむための環境づくりや、競技力の向上を推進するとともに、その成果をレガシー（遺産）として更に発展させ、次世代に引き継いでいく必要があります。

このため、県民の誰もが、それぞれのライフステージに応じて、スポーツに親しみ、スポーツの楽しさや感動を味わいながら、健康で活力ある豊かな生活を営むことができる大分県の実現を目指し、社会全体でスポーツの推進を図るため、議員提案条例を制定することとしました。

その後、関係者との意見交換やパブリックコメントによる県民からの意見聴取など約7か月間に亘る検討を経て、検討会議の委員全員を提案者とする「大分県スポーツ推進条例」を平成30年第1回定例会に上程し、可決、成立しました。

この条例の制定により、スポーツの推進がより一層効果的に展開され、健康で活力ある豊かな生活を営むことができる大分県の実現に寄与することが期待されます。

2 ICTの活用について

近年のICT技術の発達はめざましいものがあります。

タブレット等のICT技術を活用することによって、審議の充実や事務の効率化、ペーパーレス化などを実現できる可能性があります。

このため、県議会におけるICTの活用について検討を行うこととし、先進的な取組を行っている地方議会の事例を参考としながら、検討事項の範囲について整理しました。

具体的には、次の5点について検討を行うこととし、今年度は、主に(1)(2)について検討を行いました。

- (1) 本会議場・委員会室等における情報機器の使用
- (2) メール等による文書等の送付
- (3) スケジュールの電子化・共有化
- (4) 各種資料の電子的な共有
- (5) 会議のペーパーレス化

(1)については、タブレット等の情報機器は、本会議においては、使用する必要性等がないことから、委員会において情報機器の持ち込みを認めるべきであるとししました。

(2)については、これまでファクシミリや郵送により紙媒体により行っていたものを、希望する議員に対しては、メールを活用して文書・資料を提供するべきであるとししました。

具体的には、別紙のとおり、「委員会における情報機器の使用に関する申合せ事項(案)」及び「議員へのメールによる文書・資料の提供について(案)」を策定しました。

(1)については、議会運営委員会の中で、議案審議の充実の観点から、改めてご検討をお願いいたしますとともに、(2)についても速やかな実施をお願いします。

なお、(3)(4)(5)については、引き続き調査・検討を行い、来年度中に結論を出す予定です。

3 海外調査研究について

平成29年9月、各会派代表者会での同意を受け、議長から当協議会に対し、平成29年度の海外調査研究について検討するよう依頼がありました。

これは、協議・調整の場である当協議会において、県議会として海外調査研究を行うことが適当か、また、適当である場合には、調査先等について決定するよう要請されたものです。

当協議会では、海外調査研究への参加を希望する議員の意見や会派の意見を聴取しながら複数の案について検討しました。

一部の議員から反対する意見もありましたが、本県が抱える喫緊の行政課題等について海外における先進的な取組等の調査を行うことは、今後の県政に資すると考え、最も大きな成果を期待できる内容として、2月上旬にオーストラリア、ニュージーランド及びフィジーを訪問する案を選定し、11月27日に議長に報告しました。

議長は、12月4日の各会派代表者会議で、当協議会の選定した案に基づき、県議会として海外調査研究を実施したい旨報告し、了承されました。

平成29年度海外調査研究は、2月3日から10日までの8日間の日程で実施され、議員8名（自由民主党5名、県民クラブ3名）がオーストラリア、ニュージーランド及びフィジーを訪問し、ラグビーワールドカップ2019における大分県への誘客など本県の取り組むべき課題解決に即した先進事例を調査しました。

調査後には、報告書を作成するとともに、平成30年3月28日には、県議会議員や執行部を対象として報告会を開催し、調査研究の成果を広く共有することとしております。

今後、海外調査研究の成果を、政策提言などの議会活動に活かすことにより、県勢の発展が促進されることが期待できます。

4 政務活動費について

政務活動費については、更なる透明性の確保や向上を図るため、平成28年度に「政務活動費検討協議会」を設置して検討を行い、自家用車を使用する場合の交通費の取扱いや会計帳簿等の証拠書類をインターネットで公開するなど、制度の見直し等を行ったところです。

その際に、政務活動費については不断の改革が必要であり、政務活動費使途基準マニュアルの見直し等は、次年度以降も継続して行うこととされましたので、当協議会で見直し等の検討を行いました。

主に次の2点について検討しました。

(1) 自家用車を使用した場合の燃料代の精算方法

(2) 県外で政務活動を行った場合の宿泊費と食事代のあり方

(1) については、これまで月ごとに燃料代を精算することとしていましたが、近年の車の燃費性能の向上により、都市部の選挙区の議員の中には、数か月に1度の給油という実態があり、政務活動で自家用車を使用しているにもかかわらず、その経費が実態に即して反映されていないことから、給油した月は概算払いとし、年度末に精算する方式に見直すことが適当であるとしました。

(2) については、大分県議会議員の議員報酬及び費用弁償条例（昭和22年大分県条例第10号）や職員等の旅費に関する条例（昭和26年大分県条例第28号）等を根拠としていることから、それらの条例における運用と整合を図ること、また、それらの条例が見直された場合に連動して見直すことが適当であると、(1)と併せて、別紙のとおり政務活動費使途基準マニュアルの改正案を策定しました。

今後も、政務活動費の取扱いについて必要に応じて検証し、見直していく必要があります。

平成29年度政策検討協議会 開催経過

- 第1回 日 時：平成29年6月13日（火）
議 題：設置運営要領の報告、副会長の選任、検討テーマに関する協議
- 第2回 日 時：平成29年7月31日（月）
議 題：議員提案条例について
ICTの活用について
- 第3回 日 時：平成29年9月8日（金）
議 題：議員提案条例について
ICTの活用について
政務活動費に係る現行の問題点（課題）等について
- 第4回 日 時：平成29年10月6日（金）
議 題：大分県スポーツ推進条例（仮称）の骨子案について
海外調査研究について
会議におけるタブレット等情報機器の使用について
- 第5回 日 時：平成29年10月27日（金）
議 題：大分県スポーツ推進計画について（執行部説明）
大分県スポーツ推進条例（素案）について
海外調査研究について
政務活動費について
- 第6回 日 時：平成29年11月13日（月）
議 題：大分県スポーツ推進条例（仮称）に係る関係者との意見交換
海外調査研究について
- 第7回 日 時：平成29年11月27日（月）
議 題：海外調査研究について
大分県スポーツ推進条例（仮称）案について
- 第8回 日 時：平成29年12月11日（月）
議 題：大分県スポーツ推進条例（仮称）案のパブリックコメントについて
ICTの活用について
政務活動費について

【パブリックコメント実施：平成29年12月14日（木）～平成30年1月15日（月）】

- 第9回 日 時：平成30年1月29日（月）
議 題：大分県スポーツ推進条例（仮称）案のパブリックコメント実施結果に対する対応案について
大分県スポーツ推進条例案について
大分県スポーツ推進条例の逐条解説及びパンフレットについて
委員会における情報機器の使用に関する申合せ事項について
議員へのメールによる文書・資料の提供について
政務活動費に係る現行の問題点（課題）に対する対応について
政策検討協議会中間報告書について

第10回 日 時：平成30年2月27日（火）
議 題：大分県スポーツ推進条例案の逐条解説及びパンフレットについて
政策検討協議会中間報告書について
来年度の活動について

第11回 日 時：平成30年3月12日（月）
議 題：大分県スポーツ推進条例案の逐条解説について
委員会における情報機器の使用に関する申合せ事項について
議員へのメールによる文書・資料の提供について
政策検討協議会中間報告書について

委員会における情報機器の使用に関する申合せ事項（案）

1 目的

この申合せは、委員会における情報機器の使用について必要な事項を定めることにより、委員会の規律を維持するとともに、審議の充実に資することを目的とする。

2 使用できる情報機器

- (1) パソコン
- (2) タブレット
- (3) スマートフォン
- (4) その他委員長が特に認めるもの

3 使用できる機能

- (1) 審議に係る資料（機器に保存されているもの）の閲覧機能
- (2) 審議に係る事柄を検索するためのインターネットサイトの閲覧機能
- (3) 審議に係る記録を行うためのワードプロセッサ機能

4 使用できる者

- (1) 議員
- (2) 議会事務局職員
- (3) 執行部職員
- (4) その他委員長が特に認める者

5 使用上の注意事項

- (1) メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービスの利用、通話その他審議に関係のないことに使用しないこと。
- (2) 電子音や振動音が鳴らないようにするとともに、操作音が審議の支障にならないよう配慮すること。
- (3) インターネットサイトの閲覧は、不明な用語の意味を調べる場合など、必要最小限に止めること。
- (4) 予め充電して使用することとし、会議中にコンセントを使用しないこと。
- (5) インターネット環境の確保など、機器の取扱い等は使用者個人の責任において行うこと。

(6) 情報機器の使用は、あくまでも審査を補完するためであり、節度を持って必要な範囲に限ること。

6 その他

委員長は、申合せ事項に反する取扱いが見られた場合や、情報機器の使用が審査に支障を及ぼすと判断した場合は、該当者に注意を促し、なお改善されない場合は、使用の停止を命じることができる。

議員へのメールによる文書・資料の提供について（案）

1 趣旨

希望する議員に対して、メールを活用して文書・資料を送付することにより紙資源の節約と効率化を図る。

2 具体的な方法

(1) 議会事務局は、メールによる文書・資料の送付を希望する議員に対して、文書・資料を送付する際は、原則としてメールで送付するものとする。

ただし、次の①～③の文書・資料は従来どおりメールで送付しないこととする。

①公印を押印した文書

なお、次の（Ⅰ）～（Ⅴ）の文書については、今後、公印を押印しない扱いとする。

（Ⅰ）議会運営委員会招集通知書（議運委員長印）

（Ⅱ）常任委員会招集通知書、所管事務調査通知（常任委員長印）

（Ⅲ）特別委員会招集通知書（特別委員長印）、所管事務調査通知（特別委員長印）

（Ⅳ）協議調整の場（政策検討協議会、ラグビーワールドカップ大分開催協議会、議員定数問題調査会）開催通知（各会長印）

（Ⅴ）議員連盟関係文書（議員連盟会長印）

②印刷物や大容量のデータなどメールでの送付が困難な文書・資料

③その他メールによる送付に馴染まない文書・資料（原本の送付が必要になる資料など）

また、メールで送付する文書・資料については、重ねて郵送やFAXによる送付は行わないこととする。

(2) 執行部が送付する文書・資料についても同様とする。

政務活動費使途基準マニュアル改正案

7 項目別指針

(1) 調査研究費

① 交通費・宿泊費

基本的に、政務活動に際し必要な費用で、会計帳簿等により確認できる実際にかかった経費（実費）を政務活動費に充当します。

ただし、その額は社会通念上相当な範囲のものとしします。

(ア) 公共交通機関（バス、高速バス、鉄道、地下鉄等）

略

(イ) 航空機

略

(ウ) 自家用車使用の場合の燃料代等

政務活動に自動車を使用する場合は、年度当初（自動車を購入した場合はその都度）に届出を行い、当該届出車両ごとに燃料代等の領収書の写しを添付します。

政務活動以外で使用する場合は、その部分の燃料代等を政務活動費に充当することはできませんので、総走行距離に占める政務活動で走行した距離の割合により按分した額を政務活動費に充当します。

i) 燃料代

政務活動届出車両に燃料を給油した場合、当該燃料代の領収書の写しを月ごとに整理し、適切な割合（政務活動走行距離／総走行距離）により按分した額を概算で充当します。

年度末に確定した按分割合により精算するものとししますが、年度のすべての月で燃料代の充当がある場合は、年度末における精算を省略できるものとしします。

なお、当該届出車両の走行メーター部分の写真を撮影（日付入り）し保管すること。

ii) 運行に直接必要な経費

自動車の維持補修費（車体修繕料、自動車保険料、車検料等）は、政務活動費に充当することはできませんが、タイヤ、エンジンオイル、バッテリー交換など走行により損耗する部品代（交換に要する工賃を含む）については充当することができます。

購入した部品代等の領収書の写しを添付します。

なお、これらの部品は、ある程度長期間使用するものであることから、購入した月は、上記 i) で用いた按分割合により概算で充当し、年度末に確定した按分割合により精算するものとしします。

(エ) 高速、有料道路料金

略

(オ) 駐車場料金

略

(カ) タクシー料金

略

(キ) レンタカー料金

略

(ク) 宿泊料金

1泊あたりの充当の上限を、13,700円とします。

この上限額は、大分県議会議員の議員報酬及び費用弁償条例第8条（職員等の旅費に関する条例を準用）を基準にしており、1泊2食に相当する額により判断することになります。食事場所は、宿泊場所と同一施設に限定されませんが、夕食代に酒代が含まれる場合は、酒代を除く必要があります。

なお、往復航空券と宿泊券がセットになった包括割引航空券（いわゆる「パック旅行」）を利用する場合は、当該包括割引航空券で選択した宿泊施設の提供内容（素泊まり、または1泊朝食付の場合に限る。）により、当該施設の宿泊料金を1泊あたり9,134円とし、1泊2食に相当する額を算出のうえ、上記と同様の判断をすることになります。

領収書の写しを添付します。

~~なお~~、県内で宿泊する場合は、翌日の早朝に政務活動があるなど帰宅するよりも宿泊する方が合理的な場合は認められます。

政務活動費 年間走行明細・按分精算書 (燃料代)

会派名

議員名

(印)

平成 年度	燃料代①	概算計上②	総走行距離数③	自動車 登録番号	政務活動 総距離数④	政務活動対象 燃料代⑤	精算 ⑤－②
4月			開始 <input style="width: 50px;" type="text"/> km		/	/	/
5月							
6月							
7月							
8月							
9月							
10月							
11月							
12月							
1月							
2月							
3月			終了 <input style="width: 50px;" type="text"/> km				
合計			km				

4月走行距離開始
3月走行距離終了

年度走行距離

(政務活動に使用した割合)

$$\frac{\text{④} \cdots}{\text{③} \cdots} = \text{⑥}$$

(燃料代のうち、政務活動費充当額)

$$\text{①} \times \text{⑥} = \text{⑤}$$

(精算額)

$$\text{⑤} - \text{②} =$$

* 政務活動使用車両ごとに作成すること。